

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和3年11月10日(水曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前10時 0分 開議
午前10時49分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

① ネーミングライツについて

(行政経営課)

2 出席委員(6名)

委員長	高 倉 富 士 男 君	副委員長	佐 藤 昭 雄 君
委員	田 中 真 己 君	委員	大 津 亮 一 君
委員	栗 原 文 隆 君	委員	福 島 辰 三 君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田 尻 充 君		
市長公室長	小 田 木 健 治 君	秘書課長	篠 原 芳 之 君
政策企画課長	宮 川 孝 光 君	交通政策課長	川 上 悟 君
情報政策課長	北 條 佳 孝 君	みとの魅力 発信課長	出 沼 大 君
総務部長	園 部 孝 雄 君	総務法制課長	上 垣 外 泰 之 君
行政経営課長	熊 田 泰 端 君	人事課長	安 里 裕 行 君
財産活用課長	谷 津 茂 男 君	市民課長	渡 邊 徳 子 君
財務部長	白 田 敏 範 君	税務事務所長	川 津 英 臣 君
財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君	税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木 信 也 君
契約検査課長	鈴 木 和 男 君	資産税課長	浅 野 一 志 君
収税課長	高 安 正 紀 君		
市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部 副部長	小 嶋 いつみ 君

市民協働部 技 監	太 田 達 彦 君	市民協働部 参 事 兼 市民生活課長	白 石 嘉 亮 君
市民協働部 参 事 兼 スポーツ課長	柏 直 樹 君	市民協働部 技 監 兼 体育施設整備 課 長	青 山 和 夫 君
防災・危機 管 理 課 長	小 林 良 導 君	生活安全課長	村 沢 晶 弘 君
文化交流課長	沼 田 誠 君	新市民会館 整 備 課 長	須 藤 文 彦 君
男女平等参画 課 長	石 塚 美 也 君		
生活環境部長	佐 藤 則 行 君	環境保全課長	柴 崎 美 博 君
衛生事業課長	黒 澤 純 一 郎 君	ごみ減量課長	栗 原 千 尋 君
廃棄物対策 課 長	亀 井 俊 道 君	清掃事務所長	武 田 和 馬 君
会計管理者兼 会 計 課 長	小 田 木 義 弘 君		
選挙管理委員会 事 務 局 長	外 岡 淳 一 君		
監 査 委 員 長 事 務 局 長	和 田 隆 君	監 査 委 員 事 務 局 次 長	永 井 誠 一 君
議 会 事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	天 野 純 一 君	議 事 課 長	大 嶋 実 君

6 事務局職員出席者

議 事 係 長	武 井 俊 夫 君	書 記	武 田 侑 未 子 君
---------	-----------	-----	-------------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

それでは、報告事項の説明を行います。

(1)のネーミングライツについて、執行部から説明を願います。

熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ネーミングライツにつきましては、さきの委員会における御質問で宿題となっていた件につきまして、改めて資料として整理させていただきましたので、総務部行政経営課提出の資料に基づき御説明いたします。

1の対象施設であります。対象は、市が所有する施設とし、施設の一部分も可能といたします。

ただし、次のアからエに該当する施設につきましては、対象外といたします。

アは、市が執行を行うことを主体とする庁舎等、行政の公平性、中立性を損なうとの誤解を受けるおそれ大きい施設。

イは、通称を含む既存の名称が、特に親しまれ定着しているなどにより、市民生活に誤解や混乱が生じるおそれ大きい施設。

ウは、歴史に由来する固有の名称等、施設の名称の設定に特段の経緯、理由がある施設。

エは、その他通称を付与することが適当でないとし、市が判断する施設などに該当する施設で、これらを対象外といたします。

四角囲いの中に、対象外となる施設の具体例を掲げておまして、市役所本庁舎、常澄庁舎、内原庁舎、保健所、市民センター、消防署、市営住宅、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、市道などが対象外となります。

2の契約金額の下限額及び契約期間の設定についてでございますが、公募を行う際には、契約金額の下限額及び契約期間の設定について検討いたします。

(1)の契約金額でございますが、契約金額につきましては、類似施設の状況、施設の規模、利用者数、メディア等への露出度などの観点から、導入施設に見合った下限額を設定いたします。

(2)の契約期間でございますが、契約期間につきましては、最短期間を3年といたします。

裏面の2ページをお願いいたします。

参考として、ネーミングライツの導入の流れを図示したものを記載してございます。

本市のネーミングライツは、市が対象施設を特定し導入する従来方式と、企業等が導入施設を提案する提案方式の2通りとなります。

それぞれの流れを御説明いたしますと、まず従来方式は、施設の所管課が対象の施設を特定し、導入の判断をいたします。その際には、先ほどの1の項目で御説明したとおり、対象施設の条件に合致するかどうかを慎重に判断することとなります。

その後、公募を行うわけではありますが、公募に当たっては、先ほどの2の項目で御説明したとおり、類似

施設の状況等を踏まえて、契約金額の下限額及び契約期間の設定について検討いたします。

その後は、優先交渉権者を決定し、契約締結に至るものでございます。

また、提案方式は、まず企業等が導入施設を提案いたします。提案については、希望契約金額が年額10万円以上、希望契約期間が3年以上のものを受け付けます。

その後、市は提案の採否を決定するわけでありますが、採否の決定に当たりましては、先ほどの1の項目で御説明したとおり、対象施設の条件に合致するかどうかを慎重に判断することになります。

その後、公募となるわけですが、公募に際しては従来方式と同様、先ほどの2の項目で御説明したとおり、類似施設の状況等を踏まえて、契約金額の下限及び契約期間の設定について検討いたします。

その後は、優先交渉権者を決定し、契約締結に至るものでございます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、内容等について御質問等がございましたら、発言を願います。

福島委員。

○福島委員 これには、入札参加者の資格という規定はないんですね。

それと、第2点は、対象外となる支所で、赤塚出張所はいいんだ、これは。

それと、契約金額のランクもないの。水戸市で工事をやれば1億円以上の工事とかあれとかあるんでしょう。

資格のことを聞いたんですが、資本金の額がないんですね。

それから、本支店の関係、例えば水戸市や茨城県に本社があるところとか。日本全国どこでもいいという、その会社の信頼性とか価値観とか、そういうものはなかなか判断できない。

それから、今回はこの裏面にあるんですが、提案方式が取り入れられたと。そうすると、これは役所は関係なく、企業が入札したいよと言えば、その資格の範囲がないから、個人でも何でも、外国人でも何でもいいということで理解していいのかな。そこら辺、答えてくれるか。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、入札の資格等があるのかという御質問でございますが、まずこちら、ネーミングライツの公募の段階、あるいは提案方式の提案というものにつきましては、いずれも法人を想定してございます。

○福島委員 法人。

○熊田行政経営課長 法人です。企業を想定してございます。

○福島委員 どこに書いてある。

○熊田行政経営課長 企業等が導入施設を提案ということで、参考のほうには言葉として載せておりますが、あくまでも企業です。

○福島委員 ちょっと待って、委員長。

法人というのは、社会福祉法人とかいろいろあるよ。だからそれは、法人というのは何を言っているの。それを明確にしなければ、じゃ、福祉団体がこれに入ってもいいということなの。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

あくまでも法人格を有する者ということで、社会福祉法人等でも対象にはいたします。その場合に、いわゆる市内とか、市外といった条件については、特に付する予定はございません。

また、赤塚出張所が対象外にならないのかという御質問でございますが、この四角囲いの中に具体例ということで具体的な施設をお示ししてございますが、この中に、市道等ということでお示ししてございます。あくまでも出張所等も、この「等」に含まれるということと考えてございます。

○福島委員 出張所なんて書いていない。

○熊田行政経営課長 ですから、「等」の中に含まれるということと考えております。

○福島委員 どこの等なの。

○熊田行政経営課長 対象外となる施設の具体例ということで、市役所本庁舎から市道等まで羅列してございますが、この「等」の中に出張所も含めております。

○福島委員 市道等の等。

○熊田行政経営課長 はい。具体的には、この対象施設のアからエの中のアの、市が執務を行うことを主体とする庁舎等に該当すると考えてございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、水戸市の社会福祉法人もオーケーなの。だって、これ、きちんと書いておかないと、水戸市から補助を受けている団体もいいということだね、そうすると。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えします。

あくまでも法人のほうの判断で、そういった提案等を行うということと考えてございますので、法人がそういった提案をするということであれば、その導入については、提案自体は受け付ける考えでございます。ただし、実際に公募を行って、契約の締結に至る段階におきましては、当然、その法人の財務状況、そういった部分についても確認をし、安定的な経営状況が確認できた者について契約に至るということと考えてございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 個人もいいということで、企業というのは、有限会社と。有限会社というのは、父ちゃん、母ちゃんが身内でやっているのがほとんどなんだけど、そういう者でも全部いいということなんだ。企業ということは。オールマイティーだよ。そうしたらば、多くの申込みがあった場合には、どうにもならなくなっちゃうでしょう、みんな。だから明確にしないと、この辺は。ちゃんと水戸市の請負契約の入札資格者とか、そういうものに準じなければおかしい。何もかもない。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

あくまでも提案の部分については、どういった経緯の中でその法人が提案をするかという部分については、なかなかその経緯は分かりかねる部分がありますが、いずれにしてもそういった提案に対して、その施設がその提案に見合った、ネーミングライツとして導入するに値する施設なのかどうかといったものについても、

慎重に判断をしまいたいと考えてございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 だって、基本は、企業等というけれども、赤字会社でも、役所から補助を受けている会社でも、何でも構わないというの。そうしたらば、日本国中から笑われるよ。やっぱり明確にするところはきちんと明確にしなければ。企業なら何でもいいよというの。企業というのは、商店だって何だって企業だよ。何でもいいの。そこら辺はもう少し明確にしなきゃどうにもならないでしょう。

〔「提案と審査というのは別」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 改めて御説明いたします。

2ページのネーミングライツ導入の流れのほうを改めて御覧いただきたいと思いますが、今の御質問の中で提案方式というものでお話をさせていただきますと、提案方式の場合には、提案に当たっての提案そのものについて、採否の判断をする。これが第一段階でございます。

その後、具体的にこの提案が実行に値するというものであれば、その時点で第二段階として公募を行い、公募の際に改めてその部分での判断を行うところでございまして、当然、その公募の段階では、法人のほうの経営状況が、当然、赤字ということであれば、やはり今後、3年なり5年なりというネーミングライツという部分について値するかどうかということが非常に懸念されますので、そういった財務状況などもこの公募の要項の中で明記をしながら、きちんとした判断をしまいたいと思っております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 いつまでやってもしょうがないけど、そうしたら政治関係も、企業であればいいんだね。例えば政治関係の新聞社とか、あれとかいろいろあるけれども、そういう政党関係も、表向きと裏向きで会社をやっているところもいいと。もう少し、これ、整理したほうがいいんじゃないですか。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらは、1ページのほうの対象施設のところで対象外とする条件ということで付してございますが、あくまでもネーミングライツ、この部分では、行政の公平性とか中立性を損なうとの誤解を受けるおそれが大きい施設、そういったところでの行政の中立性といったものがやはり疑われるということであれば、そういった部分でも、今度は団体自体の、その部分での採用というものも見送られるということも、ネーミングライツのほうはあるかと考えてございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 施設のアからエまでは、全部最後に施設と入っている。そうすると施設以外の公園とか、そういう施設でないものはネーミングライツには一切含まれないと、こう理解していいですね。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

公園も公の施設の一つでございますので、あくまでも施設の一部でございます。ただ、いずれにしても提案等があった場合に、このアからエの条件に合致するかどうか、これを慎重に見極めた上で、実際にネーミ

ングライツを導入するかどうかを慎重に判断するというものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 じゃ、あくまでもこれで強引に押すと。俺らの言うことは一切聞かないと、そういうことで理解していいんですね。もう一切、これ以外は含まないと。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

御意見のありました、やはり行政の中立性、あるいは公平性を損なうということがないよう、そういった部分は十分に踏まえた上で、運用のほうで配慮してまいりたいと考えてございます。

○高倉委員長 よろしいですか。田中委員。

○田中委員 前回に引き続きの御説明でしたけれども、今日の説明で、1の対象施設で、対象外の具体例が幾つか列挙されていますが、この「等」にいろいろ含まれるというお話でした。

一応確認なんですけれども、例えば老人福祉センターで、あじさいとか、ふれしあととか、あるいは子育て支援・多世代交流センターの「はみんぐぱーく・みと」だとか、あとは子ども発達支援センターの「すくすく・みと」といろいろありますが、要するに、愛称をわざわざ募集して造って定着もしている施設もあると思うんです。そういうものも対象外なんじゃないかな。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらについては、対象外とする条件のイの部分、既存の名称が特に市民に親しまれているとか、こういった部分に該当するというのであれば対象外となると考えてございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そこが非常に微妙といいますか、例えば、水戸市民球場はノーブルホームスタジアム水戸ですけども、親しまれているといえは歴史と伝統で親しまれていたと思うんです。今はもうネーミングライツが導入されちゃっていますけれども、どこについてもそれが言えると思うんです。例えば千波湖周辺のハナミズキ広場だとか、少年の森だとか。つまり、その場所がもう市民に認知されて、市外から来る人たちにとっても、言わば一つのブランド名といいますか、定着しているところがあって、仮にどこかの企業がそこをネーミングライツで取った場合に、最短3年、5年とかで、1回は取ったけれども次は取らないということも当然起き得るので、そうしますと、その場所の名前が消えてしまったりとかということで混乱するというのが避けられないのかなというふうに思うんですけれども、それはどうするのかというのの一つ。

それから、もう一つは、さっき挙げた愛称施設だとか、例えばこのウの、歴史に由来する、例えば大手門とか二の丸角櫓とか、別にネーミングライツをつけちゃったら全く意味がないので、そういうことはないだろうと思うんですけれども、だとすると、名称をつけていい、つまり対象にできる施設というのはそうないんじゃないかなという気もするんですけれども。前回、何かどこかの歩道橋の例があるような話もされましたけれども、言ってみれば、それも公共物というか市道の一部だったりもするでしょうし、そうなる、その辺をどう考えたらいいかのかがちょっと分からなくなったので、ちょっと御説明いただきたいなと思います。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、あくまでも市民に親しまれている施設、あるいは名前に経緯がある施設については、やはり慎重に判断をすべきだと思いますので、そういったものに合致するものについては、ネーミングライツを導入するべきではないと考えてございます。

なお、ほかの自治体でもこういった同様の提案方式ということで、同様の事例で、今、委員御指摘がありましたように、歩道橋とか、あるいは公衆トイレといった、いわゆる施設の一部についてネーミングライツを導入している事例がございます。こういったものも今回、提案方式の中では施設の一部ということで対象としてまいりますので、そういったもので差し支えないものについては、やはり施設の維持管理の若干の足しにはなるかと思っておりますので、そういったことでの制度として運用してまいりたいと考えてございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 公園なんかでいえば、児童遊園、いっぱいありますよ。すごい数がありますが、全てにはないけれども、地元の町内会だとか、愛護会、公園協会と連携していろいろ管理も努力されていると思うんですけれども、それはまさにその地域の名前が事細かにつけられているというか、そういう名称だから認知されている面もあると思うんです。ですから、安易に入れていくと、不要な混乱を招きかねないんじゃないかなというふうに私は思うので、そういう点は十分配慮すべきだという意見を申し上げて終わりたいと思います。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

以上で、報告事項を終わります。

次に、この際、大津委員から発言の申出がありましたので、発言を願います。

大津委員。

○大津委員 総務環境委員会のほうは通告制ということになっているので、通告を出させていただいて、御質問をさせていただきたいと思っております。

一昨日の情報番組の報道で、全国的に報道された案件であると思っておりますが、水戸駅近くにおきましてごみ屋敷があって、それが2年前にも報道がされ、そしてつい最近、一昨日ですから11月8日の報道では、さらにそのごみの規模が拡大されていて、私は見ていたわけじゃないんですが、市民の方からそういうような問合せがありまして、私もネット検索をかけたらそういう動画が映し出されまして、アニマルごみ屋敷という部分の、言わばそのようなタイトルがつきながらも、その検索をかけた部分の動画を見ると、タヌキだったり、ネズミだったり、コウモリだったり、様々な動物が水戸駅近くに出没をし、ひいては隣近所、近くに家がありますから、臭いだとか虫が湧いたりだとか、つい数か月前にはぼや騒ぎがありましたということで、非常にこれから、ちょうど出火したりとか、冬場には多い状況もあると思うので、近隣住民にとっても非常に心配な部分になるのかなと思っております。

2年前の状況は、私もちょっと記憶がありまして、そういうような報道があったというのは記憶しているんですけれども、もう解消されたのかなと思っていたところなんですけれども、そのような報道がなされた

ということで、水戸市の玄関口、非常にそういった中で、そのような問題がいまだに解消されないということであるならば、茨城県庁所在地の水戸市でありますから、そのようなことはあってならないものなのかなと思いつつ質問をさせていただきたいと思つています。

まず最初に、その報道があつてから2年間が過ぎているというような、このような状況の中で、この2年間におきまして水戸市の取組として、どういうふうな対応をしてきたのかという部分で、まず質問をさせていただきます。

○高倉委員長 それでは、ただいまの件について、執行部から答弁を願つています。

栗原ごみ減量課長。

○栗原ごみ減量課長 ただいまの天津委員の御質問にお答えいたします。

市といたしましては、これまでこの家主の方と何度か面談をし、また、電話や文書により、御自宅の堆積物を片づけるよう繰り返しお願いをしてきたところでございます。前回のテレビ報道から約20回ほど面談をしております。

昨年11月には、市の指導により、家主から文書で敷地内の堆積物の撤去計画書を提出していただき、一部ですが堆積物が撤去されたことを確認いたしました。

今年に入つてからは、今年度、4回ほど面談し、自宅の堆積物を片づけるよう、さらに繰り返しお願いをしてまいりました。

テレビでも報道があつたんですが、先月、10月の中旬には、家主の方から、堆積物を処理できる専門の業者に自ら依頼し、今年中に自宅敷地内を片づけると口頭で約束をすることができました。しかし、過去に堆積物を撤去する旨の約束が履行されないことが何度もあつたので、実施されるかどうかを現在注視しているところでございます。

また、現在、福祉部が中心となりまして、ごみ減量課、生活安全課、高齢福祉課、道路管理課、都市計画課などによりまして、複合的福祉課題対策会議というものを設置いたしまして、市道にせり出している庭木や堆積物などの撤去については道路管理課でお願いしているほか、福祉部門におきましても、水戸駅周辺で寝泊まりをしている家主さんですので、健康状態などを気にかけて定期的に面会をするなど、各課で連携しながら情報を共有して、問題の解決に向けて話し合いの場を持っているところでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 天津委員。

○天津委員 今回の回答の部分に関しましては、報道にも、報道というか私もネット検索をしながら見ましたけれども、やはり10月末までには解消しますよというインタビューの下で、11月8日にこういう報道がされて、全くその解消がなされていなくて、逆にその規模がどんどん増えているような状況が見受けられるという状態になっていて、さっき私も1点抜けましたけれども、道路にも相当はみ出していて、電柱にも車がぶつかったであろう傷が相当ついていたりだとか、非常に道路交通上も問題があるのかなと。そして劣悪な環境にあるのかなと。そういった部分で、今までも全庁的にいろいろな部署で対応して、20回だか何かという先ほどお話があつたとおりですね。

今後とも同じような対応策であるならば、そのような状況は変わらずに、もっともっとその環境が悪くなる

ような状況になっていくんじゃないのかなと思っておりますので、今までの対応ではなかなか解消ができないような状況になってしまっているのかなと思うので、今後の対応策という部分の中で、具体的にどういったことを考えているのか、改めてお聞きをさせていただきます。

○高倉委員長 栗原ごみ減量課長。

○栗原ごみ減量課長 ただいまの天津委員の御質問にお答えいたします。

現在、家主の方が、自宅の堆積物を年内に片づけをするという意向を示していらっしゃいますので、それが履行されるよう、これまで以上をお願いするとともに、本人の健康問題や道路等にも及ぶ問題でありますことから、市のほかの部署と横断的な連携を図りながら、周辺地域の生活環境の改善に努めてまいります。

○高倉委員長 天津委員。

○天津委員 なかなか具体的な解決策にはつながらないのかなという、今の答弁の内容かなとは思っているんですけども、廃掃法上、この所有権のある本人が、例えば私の財産ですよとなれば、なかなかそういった部分に立ち入るとするのは難しいというのは理解できるところではあるんですけども、でも住環境の問題として取り扱えないのかなというのが率直な考え方で、例えば、空き地や空き家対策の管理上の問題として、そういった部分を進めていくことができないのか、御質問させていただきます。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の御質問にお答えいたします。

まず、空き家等のほうなんですけれども、定義としまして、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの、と空家特措法のほうで定められております。その中で、居住その他の使用がなされていないことが常態であるものといいますのは、建築物等が1年間全く使用されていないなど、建築物等が長期間にわたって使用されていない状態を指します。また、居住の用に用いられていない場合であっても、年に数回出入りするなど、倉庫等としての使用実績がある場合には、空き家等には該当しないということになっております。

ただ、生活安全課としましても、定期的に現場のほうの確認は行っております。また、関係各課との連携を今後も図ってまいりたいとは考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 天津委員。

○天津委員 私もそこにずっとついていっているわけじゃないので、動画を見ただけですので、ちゃんとしたことは言えないかもしれませんが、あの動画を見る限り、家の中には入っていきませんよね、間違いなく。なので居住はされていないでしょうと、言い切っちゃうとまずいんですけども。それと家主さんのインタビューもあったから、個人に対しての質問になっちゃったらおかしな話ですから、水戸駅の本当に下のところでお住まいになっているのかなって。あの報道を見る限りは。

それで、家に帰るんでしょう。それで、入り口近くで何かカラーボックスみたいなものを出したり、入れたりの状況が報道されておりました。そういった部分では、今、言われている答弁の内容が、居住しているとか、言わばそこを使っているかという部分に該当するということになるんですかね。御質問します。

○高倉委員長 村沢生活安全課長。

○村沢生活安全課長 委員の御質問にお答えいたします。

今お話がありました自宅とカラーボックスですかね、そのところに行ったり来たりしているということで、私どもとしましては、それは自宅といいますか、戻って出入りしているということで、空き家等には該当しないということで考えております。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 この部分だけの話じゃなくて、この問題というのは全国的にも様々そういった事例があるんじゃないのかなと思っております。そういった部分の中で空き家対策だとか条例だとか整備されておりますけれども、他県だとか他市町村の状況なんかも様々、そういう整備を進めている、進んでいる他市町村の状況だとかもあるので、水戸市は今そういう状況にはないのかなと勝手に思っていますけれども、そういった条例だとか様々考えられる部分を、先進的な状況をちょっと考えてもらって検討していただきながら進めていかないと、この問題の解消にはつながっていかないんじゃないのかなと私は思っております。

それで、報道にもあったとおり、本人の体調が優れないという部分はあると思いますよ。とにかくそういった問題もあるので、住環境や福祉、それとか道路もそうですよね。はみ出している状況なんかもあるから、道路の部分の担当は建設部だと思いますけれども、そういった部分が全庁的に、答弁にもありましたとおり、もっとちょっと踏み込んだ状況にしないことには、隣近所、近隣住民は本当に不安な思いで毎日を過ごしている状況だと思っておりますし、皆さんも私らもそうだと思うんですけれども、隣にそういう状況があったならば、みんな本当に大変な思いだと思うんですよね。

だから、そういった部分で、この2年前の報道から一步でも進んでいけばいいんですけれども、それが後退をしているこの状況というのは、しっかりと対応していかなければ、また同じような報道が出ることは水戸市の恥になってしまうと私は思っておりますので、様々な部分の中で問題はあると思うんですけれども、一つ一つ解決をしなければならぬ問題だと思っておりますので、ぜひとも関係各課の皆さん、連携を取りながら、この問題にしっかりと取り組んでいただきたいということの意見を申し上げながら、質問とさせていただきます。

以上です。

○高倉委員長 福島委員、関連で。

○福島委員 問題は、私有財産の侵害と私権に関わる問題だから、法的根拠というものが非常に難しい。だからこれだけ時間がかかったんだと思う。ですから、整理して議会に出してもらいたいんだよ。例えば建築基準法では駄目ですよ。民法上、私有地に立入りが、これはできないわけだ。それと、私有財産を勝手に、古くなったから水戸市が行って取り壊すことはできないと。また、私有地に立ち入ることもできないと。だから法的根拠の問題があるから、5年間、何もできなかったと思う。けれどもやってきたことは事実なんだから、最終的には本人の同意ということがあれば何でもできる。

だから、私有財産の建物の一部に対してはみ出している部分には同意を得ましたよと。それから、そういう犬や猫やタヌキやキツネや何か、そういう問題の駆除についても同意をいただきましたよと。そういうふうにして整理していかないと、ただ、迷惑しているんだ、迷惑しているんだだけでは解決にならない。だか

ら、法的根拠の全てを出して、例えば建築基準法ですと、それから民法の立入りの問題ですと、それから公の道路に出た場合は道路法でできますよと、それから隣近所にやれば、自治権の侵害だから、これならできますよと。例えば立木にしても、根は切れるが、上から出る葉は、第三者は切れないわけだ。だから、そこら辺の法的根拠をやって、それに対していいですかと言って、本人が判こを押す、了解をする、署名をする、そうすればほとんどできるので、本人がいる間にそういう法的根拠の下に、裏づけの同意書をもって、それを整理してもらいたいと。

ですから、大きくは、その生活環境、一番民法上で大切なことは第三者に迷惑をかける行為、そういう問題を取って、法的にこの部分は、民法第何条では駄目かもしれないが、逆に民法上の問題で、第三者に迷惑をかける行為が、本人の同意があれば整理できますよというのをやらなければ、いつまでたっても解決しないよ。ましてや本人が病気で入院なんていったらもう何もできない。だから、現在、話合いができる間に、そういう方法を考えて、特に全国にそういう事例があるんだから、先例市のそういう問題がどう解決したかも踏まえてやらなければできないから、その辺を十分に配慮していただきたい。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 詳しくは天津委員がおっしゃったとおりで、私も報道は見たんですけども、以前から近辺の方からは、何とかならないのかという訴えは、私も聞いておりました。いろいろ努力されたんだと思うんですけども、なかなか進展がないということなんです。近所の方が特におっしゃっているのは、ネズミのことなんです。自分のうちで飼っている猫ちゃんが捕まえてきちゃって、自分のうちの中に結構あるという、想像するだけでもちょっとおぞましい感じなんですけれども、非常に衛生的に問題であるということが言われています。今ちょっと寒い時期ですからあれですけども、夏、あるいは暑い時期なんかもう窓を開けていられないんだということなんですよね。

つまり、衛生的にまずいでしょうということは、そのアプローチの仕方として何かないのかなと。それは難しいんですかね。そういう意味でいうとどうなのでしょう、保健所が出てくるのかどうか分かりませんが、現にそこから近隣に被害が出ているわけなので、これは行政としてまずいという判断をして、何かしらの対処、つまり、その原因物質はそこに堆積しているものなんだから、それを撤去しないと住環境、ちょっとまずいでしょうというふうなことは難しいんでしょうかね。一般論としても難しいなら、難しい。そういうアプローチしているなら、している。していないなら、していない。ちょっとお答えいただけますか。

○高倉委員長 栗原ごみ減量課長。

○栗原ごみ減量課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律という法律があるんですが、その法律では、所有者はその土地、建物を清潔に保つように努めなければならないという定めがございます。ただ、これに違反したとしましても、堆積物の撤去等の命令が出せるような根拠法令はございません。また、廃棄物に該当するかどうかにつきましては、所有者の意思なども勘案して判断すべきであるとされているため、所有者の方が、堆積物を廃棄物ではなく、自分の私物であると主張している今回の案件の場合、廃棄物として取り扱うのは難しいというのが現状でございます。

以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、先ほどおっしゃったような複合的な対応で解決に向かうということなのでしょうが、あんまりプライバシーのことは言えないんですけども、以前も御本人が体調を崩されて入院されて、そのときに御親戚から説得していただくとか、いろいろ言っていたんです、行政も。だけれども、状況が変わっていないんだけど、今おっしゃった水戸駅周辺にいらっしゃったり、体調面からいって、医療、あるいは福祉施設のな方面で、本人の心身ともに安定を図ると。そういう中で今回の問題を解決するという方向に何か希望があるのか。そこは粘り強くという段階なのか。担当課じゃないんだけど、複合的に対応している中でどこからその切り口を、切り口というか解決の糸口をつかもうとしているのか、ちょっと御説明いただけますか。

○高倉委員長 栗原ごみ減量課長。

○栗原ごみ減量課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えします。

ただいまの委員さんの御指摘を踏まえまして、全庁的な、横断的な連携を図りながら、解決に取り組んでまいりたいと思います。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 例えば、民法上、関わりがない場合には、公害六法、例えば悪臭公害ですと。それを行政が認めれば、その対策ができるわけです。それから、その害虫駆除、犬、猫、そういう問題もそういう方法。だから、今まで5年間、水戸市は法的に何をやってきたのと言いたいんだよ。だから、私が冒頭、最初から言っているように、本人の同意をもらうことで、判こをもらっちゃえば、後で強制立入りもできるわけだよ。だから、そういう段階を踏まないといけないんだけど、全国のやっている先例の解決の仕方というのは、何か勉強したことはあるの。

○高倉委員長 栗原ごみ減量課長。

○栗原ごみ減量課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えします。

例えば市が所有者に代わって公費で堆積物の撤去などを行うためには、立入調査や指導、勧告、命令、そして最終手段としまして、行政代執行法による代執行などを規定した新たな条例が必要になります。東京都や横浜市、大阪市など、幾つかの自治体でこのような生活環境の改善を目的とした条例を制定しておりますが、いわゆるごみ屋敷になってしまった原因や、本人の精神状態の把握、あるいは生活環境に寄り添った支援を行いながら、ごみ屋敷の問題の解消に取り組むといった難しさもありますことから、他の自治体の事例を調査研究した上で、問題解決に向けて市の他の部署と横断的な連携を図りながら取り組んでまいりたいと思います。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 議会サイドとして、大津委員から提案があったんだから、そういう条例をつくれればいいんだと。また執行部がつくってくれというなら、いつでも対応できるんだよ。それを、例えば、解決に向けての法的根拠が必要だということを、委員長、早急にやってちょうだいよ。

○高倉委員長 委員長のほうからも一言申し上げたいと思います。

今の、今回の報道も含めて、市民生活に非常に大きな影響を与えている問題でありますので、法的な問題等、こういったものもきちんと整理をして、また関係各課と連携をしながら、引き続き最大限の努力をしていただきたいと思います。

田尻副市長。

○田尻副市長 マスコミで情報が流れたものは、私も確認させていただきました。全国的にこういった事例があるということは認識しております。2年前も現場を確認しております。

ただ、法律的に、この堆積物をごみと認定することがまず不可能であること。それをごみと認定している現象は、いろいろな人の見方でありますので、それを財産、人の私有物としてどうするかというのは、行政体が自由にできるものではございません。あくまでも行政体として促せるとすれば、本人の独自による処分、管理ということをお願いするというのが現状での問題点なのかなと思います。

ただ、各委員さんから御指摘があったように、動物、それも非常に環境を悪化させる原因となっておりますので、それぞれの個別法でどのように対応できるか。例えば道路法でいえば、境界を越えて公の道路を侵害している部分、これについては道路法で整備していく。不法占有ということになるかと思いますが、そういったものも含めまして、まず、現状でできる対応を、全庁的に対応していくということが1点になります。

2点目といたしましては、先ほども申し上げましたが、この個別事例に対する法律がないということが現実ですので、法令として条例を制定していくことで、ある程度の基本は方針としては立てられるかなと。

ただし、各自治体の先例を見ても、条例があっても代執行まで結びつくという例は非常に少ない。やはり個人の財産が守られているという日本の法律制度の中で、どういうふうにして個別法と合致しながら健全な環境をつくっていくかということも含めまして、条例化ということで考えていくということで対応してまいりたいと思います。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 前向きに取り組むでいいと思うんです。私ども議会も全会一致でこれは協力できるから、執行部でも法的に代執行まで、法的手順の段階をきちんと見てもらって、この段階は、今、民法だ、あれだ、公害六法だと、いろいろあるが、それをやって、その上にクリアするのはいずれにしても条例だと。そういうのを1回つくって、委員長、やるなら議会も全員一致でいけると思うんですよ。だから、早急に前向きに取り組んでいただきたいと思います。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時49分 散会